

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会の設置について

平成29年7月
事務局

1. 趣旨

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進むにつれ、知財の保護の在り方をめぐっても制度上の新たな課題が顕在化してきている。

第四次産業革命において、我が国の産業が目指すべき姿として「コネクテッド・インダストリーズ」が掲げられたところ、不正競争防止法においても、安心してデータをやり取りができ、データの創出・収集・分析・管理などに対する開発などの投資に見合った適正な対価を得ることができるような環境の整備が重要となる。既に、昨年12月から知的財産分科会の下に設置された「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において、営業秘密を一つの軸として検討が進められ、データの不正取得の禁止、データに施される暗号化技術等の保護強化、営業秘密として秘密管理しているデータ分析方法等に係る民事訴訟の負担軽減などについて検討を行い、法改正を視野に入れた方向性である「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討中間とりまとめ」が本年5月にとりまとめられた。

今後、法改正に向けた詳細な制度設計を進める必要があるところ、不正競争防止法に関する複数の論点を含む事項を審議する場として、「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」を廃止し、知的財産分科会の下に新たに「不正競争防止小委員会」を設置するものである。

2. 検討事項

当面は以下3つの事項を中心に検討を行うこととし、今後生じ得る、不正競争防止法に関する新たな検討事項についても広く審議の対象とする。

(1) データの不正取得等の禁止

データ利活用の促進に向け、安心して、他者とデータを共有したり、オンラインで外部のAI等のプログラムやストレージ等のサービスを利用できる環境の整備のため、実際の取引実態、ニーズ等も十分踏まえた上で、悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、当該取得されたデータを使用・提供する行為を禁止する規定について検討する。

(2) データに施される暗号化技術等の保護強化

不正競争防止法においては、技術的制限手段により「映像」、「音」、「プログラム」の視聴、実行及び記録が制限されているコンテンツの視聴、実行及び記録を可能にする装置等の提供行為を、「不正競争」と規定されているところ、データの価値が高まる中で、暗号化を施した上でのデータの提供や、データをAI学習や分析など、視聴等以外の利用を行うことが増えており、暗号化され

たデータ等の保護強化に向けた規定について検討する。

(3) 技術的な営業秘密の保護のための政令整備(政令事項)

一定の要件の下、営業秘密の不正使用の事実の立証責任を被告側に転換する規定(第5条の2)について、その対象となる営業秘密(「技術上の秘密」)の範囲に関して、現行の「物の生産方法」方法以外にも、分析・解析・評価方法等の営業秘密も対象とすることについて、産業界からの要望も踏まえて検討する。